

第 5 編 災害復旧・復興計画

第1章 施設災害復旧事業計画

実施担当	関係各部課
計画方針	・ 公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、災害再発防止のための施策と考えられるが、復旧事業の実施に当っては原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、被害の原因を検討して綿密周到な計画を立て、関係者と十分協議検討を行い、被害原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、被災箇所の復旧のみにとらわれず関連事業を十分考慮に入れて復旧事業の促進を図る。 ・ 大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足・資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

第1節 災害復旧事業計画の種別

早期の復旧を目標にして、次に掲げる災害復旧事業計画について、被害のつど検討作成する。

公共施設の災害復旧事業計画は、以下のとおりである。

ア. 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 河川公共土木施設復旧事業計画
- (イ) 海岸公共土木施設復旧事業計画
- (ウ) 砂防設備復旧事業計画
- (エ) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (オ) 地すべり防止施設復旧事業計画
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- (キ) 道路公共土木施設復旧事業計画
- (ク) 港湾公共土木施設復旧事業計画
- (ケ) 漁港公共土木施設復旧事業計画
- (コ) 下水道施設復旧事業計画

イ. 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (ア) 林地荒廃防止施設復旧事業計画

ウ. 都市災害復旧事業計画

第5編 災害復旧・復興計画
第1章 施設災害復旧事業計画 第1節 災害復旧事業計画の種別

- エ. 水道施設災害復旧事業計画
- オ. 住宅災害復旧事業計画
- カ. 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ. 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- ク. 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ. 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ. 文化財災害復旧計画
- サ. その他の災害復旧事業計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第2節 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

ア．国庫補助及び国の財政措置

公共土木施設災害復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
農林水産施設災害復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
公立学校施設災害復旧	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
公営住宅の建設	公営住宅法によるもの
都市施設災害復旧	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

イ．地方債に基づく措置によるもの

ウ．地方交付税に基づく措置によるもの

エ．激甚災害時の特別財政措置によるもの

なお、激甚災害指定の手続きは、次により行う。

（ア）激甚災害の調査

激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

（イ）激甚災害指定の手続き

県は、災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

（ウ）特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

【資料 57 激甚災害の指定基準】

第2章 災害復旧資金計画

実施担当	経営管理部
計画方針	・災害復旧のための融資措置として、被災者・中小企業者及び農林漁業者等に対し、相談窓口を設置のうえ、資金繰りのための相談に応じ、各方面の融資制度を案内し、民生の安定を図る。

1. 資金の種類

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア. 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

（ア）農林漁業者経営資金

（イ）農林漁業組合事業資金

イ. 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

（ア）農業基盤整備資金

（イ）林業基盤整備資金

（ウ）漁業基盤整備資金

（エ）漁業経営改善支援金

（オ）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

（カ）農林漁業セーフティネット資金

ウ. 生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア. 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ. 災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

ア. 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

（ア）総合支援資金

（イ）福祉資金

（ウ）教育支援資金

（エ）不動産担保型生活資金

- イ. 臨時特例つなぎ資金
- ウ. 母子・父子・寡婦福祉資金
 - (ア) 事業継続資金
 - (イ) 住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

- ア. 災害復旧住宅資金
- イ. 災害特別貸付

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第3章 災害復興都市計画

実施担当	経営管理部、経済建設部
計画方針	・被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国、県及び関係機関と協議を行い、災害復興の基本方針を決定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2. 復興計画の作成

大規模災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような、複雑かつ高度な大規模事業となる。

このため、市は復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的かつ速やかに復興を進める。

なお、大規模災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、平時から被災後のまちづくりを想定した復興計画の事前策定に努める。

（１）復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

（２）復興計画策定の留意点

ア．復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・県との連携などにより、必要な体制を整備する。

イ．市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

3. 都市復興計画策定までの流れ

都市の復興計画は、災害に対する応急・復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

また、緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

■都市復興計画策定までの流れ

手 順	内 容	実施目標期間
被災状況の把握、復興手段の設定	建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査） ア. 災害対策本部から情報収集・分析 イ. 現地調査 ウ. 調査結果の整理 エ. 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討	被災後1週間以内
建築基準法第84条による建築制限の実施	集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施する。 ア. 復興都市計画の区域を設定するための内部調整 イ. 建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）	被災後2週間以内
都市復興基本方針（任意）の設定	市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。 ア. 復興対象地区の設定 イ. 復興基本方針の周知 ウ. 建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討	被災後1か月以内

手 順	内 容	実施目標期間
被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）	建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2か月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長2年） また、建築基準法第84条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。 ア. 臨時市町村都市計画審議会 イ. 知事協議（市）、知事同意（町村） ウ. 被災市街地復興特別措置法第7条の規定による建築制限（第2次建築制限）	被災後2か月以内
市街地開発事業等の都市計画決定	被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。 被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限は最長2年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。	被災後2か月以降

第4章 その他の復旧計画

実施担当	関係各部課
計画方針	・災害により滅失または破損した住宅を復旧するために必要な措置や、被害を受けた市民が再起更生できるよう、租税の徴収猶予及び減免措置等により被災者の生活を確保するための対策を定める。

1. 住宅の確保

(1) 住宅の確保

市は、損壊した公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設の融資

災害救助法の適用を受ける災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅の建設資金または、補修資金の融資を受けることができる。

2. 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をことができる。

3. 被災者台帳の作成

市は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、衛生救護部福祉班が関係各部班等の協力を得て、おおむね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項 目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	市民生活班
付加すべき資料	避難所の収容者名簿	衛生救護部福祉班、教育部
	医療救護班の診療記録	衛生救護部救護・防疫班
	助産台帳	衛生救護部救護・防疫班
	り災台帳	総合調整部総務班
	行方不明者名簿	衛生救護部救護・防疫班
	遺体処理台帳	衛生救護部環境班
	埋葬台帳	衛生救護部環境班
	火災証明発行台帳	消防部総務班

4. 被災者への雇用対策

（１）被災者の雇用の確保

災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。

（２）雇用保険の失業等給与に関する特例措置

災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。

激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

第5編 災害復旧・復興計画―目次―

第1章 施設災害復旧事業計画.....	1
第1節 災害復旧事業計画の種別.....	1
第2節 災害復旧対策.....	3
第2章 災害復旧資金計画.....	4
第3章 災害復興都市計画.....	6
第4章 その他の復旧計画.....	9